

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第二号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第四号の規定により、道路の指定を次のとおり行った。

令和元年六月二十一日

埼玉県川越建築安全センター所長 松 井 直 行

第二号	指定番号
建築基準法 第四十二条 第一項第四号	指定に係る 道路の種類
令和元年 六月十一日	指定の年月日
入間市河原町千二百八十八・一、・三、・八、 ・九、・十、・十一、千二百八十九・三、・四、 千三百七・十九、・二十三、・二十六、千三百 八・三の各一部	指定に係る道路の位置
四十六・九	指定に係る 道路の延長 (単位メートル)
四・〇	指定に係る 道路の幅員 (単位メートル)